

屋外広告物許可申請 提出書類一覧表

■申請に必要な提出書類は下記のとおりです（長浜市屋外広告物条例施行規則に基づく）。

区分	チェック	提出書類 ※添付書類は正本と同じものを副本にも必ず添付してください。
新規申請	<input type="checkbox"/>	屋外広告物許可申請書 正本（様式第3号）
	<input type="checkbox"/>	屋外広告物許可申請書 副本（様式第3号）
	<input type="checkbox"/>	表示し、又は設置する場所を示す地図（縮尺1/5,000以上のもので、かつ、表示する場所から半径500m以内の全域を表示するもの）【2部】
	<input type="checkbox"/>	色彩及び意匠を明らかにした図面【2部】
	<input type="checkbox"/>	形状、寸法、材料及び構造を明らかにした仕様書及び図面（壁面広告物を設置する場合は、設置する壁面の面積がわかるもの）【2部】
	<input type="checkbox"/>	土地又は建築物等との関係を明らかにした配置図【2部】
	<input type="checkbox"/>	周囲の状況がわかるカラー写真【2部】
	<input type="checkbox"/>	工作物確認（条例第9条第2項）の対象となる物件の場合は、管理者が屋外広告物講習会修了者等であることを証する書類【2部】 （講習会修了者の場合は、有効期限のわかるもの）
変更申請 （改装・改造、移 転等）	<input type="checkbox"/>	屋外広告物変更許可申請書 正本（様式第3号）
	<input type="checkbox"/>	屋外広告物変更許可申請書 副本（様式第3号）
	<input type="checkbox"/>	表示し、又は設置する場所を示す地図（縮尺1/5,000以上のもので、かつ、表示する場所から半径500m以内の全域を表示するもの）【2部】
	<input type="checkbox"/>	当該物件のカラー写真【2部】
	<input type="checkbox"/>	色彩及び意匠を明らかにした図面【2部】
	<input type="checkbox"/>	形状、寸法、材料及び構造を明らかにした仕様書及び図面（壁面広告物を設置する場合は、設置する壁面の面積がわかるもの）【2部】
	<input type="checkbox"/>	土地又は建築物等との関係を明らかにした配置図【2部】
	<input type="checkbox"/>	周囲の状況がわかるカラー写真【2部】
継続申請	<input type="checkbox"/>	屋外広告物継続許可申請書 正本（様式第3号）
	<input type="checkbox"/>	屋外広告物継続許可申請書 副本（様式第3号）
	<input type="checkbox"/>	表示、又は設置する場所を示す地図（縮尺1/5,000以上のもので、かつ、表示する場所から半径500m以内の全域を表示するもの）【2部】
	<input type="checkbox"/>	屋外広告物安全点検調書（様式第6号）（当該掲出物件が広告板、広告塔、アーチ広告物又は広告幕を掲出する物件である場合に限り）【2部】
	<input type="checkbox"/>	当該広告物又は掲出物件と周囲の状況がわかるカラー写真【2部】 （カラー写真は広告表示面すべてがわかるもの（広告塔・野立広告物等も表示面すべての写真が必要）、広告表示内容が確認できるもの）
	<input type="checkbox"/>	（当初申請時に添付していない場合には、）形状、寸法、材料及び構造を明らかにした仕様書及び図面（壁面広告物を設置する場合は、設置する壁面の面積がわかるもの）
	設置者・管理者の住所・氏名を変更した場合	<input type="checkbox"/>
撤去した場合	<input type="checkbox"/>	屋外広告物除却届出書（様式第7号）
	<input type="checkbox"/>	除却後の状況がわかるカラー写真

<留意事項>

- 広告物の設置にあたり、以下のように他法令による手続が必要となる場合があります。
 - ・ 広告物の高さが4mを越える場合は建築基準法による工作物の確認が必要です。
 - ・ 広告物を道路上に掲出する場合は、道路法による道路占用の許可（申請窓口はそれぞれの道路管理者）及び道路交通法による道路使用の許可（申請窓口は所轄の警察）が必要です。
 - ・ 一定規模以上の建築物や工作物の新築（新設）又は増改築を行う場合、景観法による届出（申請窓口は都市計画課）が必要となる場合があります。
- 軽微な改装・改造等の場合は変更申請が不要です。
- 更新申請は、期間満了の日の10日前までに許可を受ける必要があります。
- 新規、改装・改造等、継続の許可申請の際には手数料が必要となります。

変更申請が不要となる軽微な改装・改造（長浜市屋外広告物条例施行規則第12条第3項の規定に基づく。）

- (1) 広告物又は掲出物件の塗替え（色彩及び意匠を変更しないものに限る。）、補強、修繕その他許可広告物等の管理上の必要な行為
- (2) 広告物又は掲出物件の規模の縮小。ただし、色彩、意匠、形状、材料及び構造を変更する場合は、市長がやむを得ないと認めるものに限る。
- (3) 掲示板その他はり紙等の定期的な掲出を目的とする掲出物件に掲出するはり紙等のはり替え
- (4) 許可を受けた掲出物件に店舗、劇場その他の常設興行場等の営業又は催事の内容を表示する広告物の定期的な取替え又は書換えで、表示者及び管理者の変更並びに表示面積の拡大がないもの

■ 屋外広告物許可申請手数料（長浜市手数料条例の規定に基づく。）

区分		単位	手数料の額
看板、広告板及び広告塔 （これらに類するネオン類照明広告物を含む。）並びにこれらに掲出する物件	面積1平方メートル未満のもの	1個	440円
	面積1平方メートル以上2平方メートル未満のもの	1個	830円
	面積2平方メートル以上5平方メートル未満のもの	1個	1,060円
	面積5平方メートル以上10平方メートル未満のもの	1個	2,130円
	面積10平方メートル以上のもの	1個	3,100円に10平方メートルを超える部分の面積が5平方メートル増すごとに1,060円を加算した額
立看板及び広告旗		1個	250円
はり紙（つり下げるものを含む。以下この表において同じ。）		100枚	420円
はり札（面積0.15平方メートル未満のもの）		1枚	90円
電柱及び街灯柱広告物並びにこれらに類するもの		1件	420円
アーチ広告物		1個	4,170円
広告幕		1枚	420円
アドバルーン		1個	1,060円
ぼんぼり		1個	90円

備考

- 1 屋外広告物の表示及び当該屋外広告物を掲出する物件の設置の申請が同時にあった場合は、これらを1件とみなして屋外広告物許可申請手数料を徴収する。
- 2 屋外広告物の許可期間が1年を超える場合の屋外広告物許可申請手数料は、この表に定める額の2倍の額とする。
- 3 はり紙の単位については、100枚未満の端数があるときは、これを100枚として計算する。